

倉敷市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項（案）

1. 摘要

民間バス路線の玉島中央町線（１系統）、新倉敷住友重機械線（２系統）、ハーバーアイランド線（３系統）及び作陽学園・中国能開大線（１系統）の退出申出に伴い、市民の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い創設された「地域旅客運送サービス継続事業」を実施するにあたり、最も適切な事業者を企画提案内容により総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により選定する。

本募集要項において、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の概要

- （１）事業名称 倉敷市地域旅客運送サービス継続事業
- （２）事業期間 令和５年１０月１日～令和１０年３月３１日
- （３）事業内容 別紙「倉敷市地域旅客運送サービス継続事業実施方針」（以下、「実施方針」という。）のとおりに

3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- （３）倉敷市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- （４）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （５）倉敷市暴力団排除条例（平成２３年倉敷市条例第４５号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- （６）（協議事項ウで決定した運送事業を実施するために必要となる許可の内容を記載）の許可を受けていること。
- （７）令和５年２月１３日時点で、３年間にわたる輸送実績があること。

5. スケジュール

募集要項の配布から事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) プロポーザルの公募期間 | 2月20日(月)～3月13日(月) |
| (2) 参加申込書等の提出期間 | 2月28日(火)～3月13日(月) |
| (3) 募集要項等に関する質問受付 | 2月20日(月)～2月22日(水) |
| (4) 募集要項等に関する質問回答 | 2月27日(月) |
| (5) 審査会 | ●月●日(●) |
| (6) 審査結果の通知公表 | ●月●日(●) |

6. 質問の受付

プロポーザルに関する質問の受付は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

2月20日(月)から2月22日(水)午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問票(様式1)に必要事項を記入し、電子メールに添付して交通政策課宛てに提出する。また、電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

交通政策課ではメール受信後、質問票の受付についてメールを返信します。なお、電子メール以外での問い合わせには応じられないので注意すること。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、2月27日(月)までに応募者全者に対して回答する。

7. 提案書等類

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を(ア)から順に提出すること。

(ア) から順に並べ、正本1部、副7部(副は複写可)の計8部を提出すること。

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 印鑑証明書又は写し(法務局が発行する法人の印鑑証明書とし、発行後3ヵ月を超えないもの)

(ウ) 履歴事項全部証明書又は写し(法務局が発行する法人の履歴事項全部証明書とし、発行後3ヵ月を超えないもの)

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納のないことの証明書)

(直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの)

(オ) 主たる事業所を有する所在地に関わる都道府県税及び市町村民税の納税証明書

(直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの)

(カ) 倉敷市の納税証明書(未納のないことの証明書)

(直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの)

※倉敷市から課税されている場合のみ

(キ) 会社概要のわかる書類(任意書類)

※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの(会社案内パンフレット等も可)

(ク) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

(ケ) 誓約書（様式 3）

(コ) 委任状（企画提案書の作成、審査会への出席・説明等に関することを代表者以外の者に委任する場合は提出すること）（様式 4）

(サ) 企画提案書（様式 5）

(1) 提出期間

2 月 2 8 日（火）から 3 月 1 3 日（月）まで

(2) 提出方法

提出書類は、提出期間中に交通政策課宛てに郵送（締切日必着）、又は直接持参すること。（直接持参する場合は、閉庁日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

8. 事業者選定の基準・方法

(1) 選定基準

事業者の選定にあたっては、事業者からの企画提案について、次に示す審査項目により、客観的な審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか	2 0
運営能力	・経営（財政）状況は健全か ・安定した事業実施が可能か ・同種・類似事業を実施しているか	2 0
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・災害発生時等緊急時の対応能力はあるか	1 5
運行能力 （安全・円滑な運行）	・人員（運転士）の配置は適切か ・運転士の体調管理等を勘案した計画か ・運転士のマナー教育がされているか ・重大事故を起こしていないか（過去 3 年）	1 5
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・車両検査対応について ・苦情対応体制がとられているか	1 5
企業努力	・サービス向上に意欲的に取組む姿勢があるか （利用者に対する情報提供や IC カード等） ・利用促進策があるか ・運行経費の削減策が示されているか	1 5
合計	1 0 0 点	1 0 0

(2) 選定方法

事業者からの企画提案の審査については、倉敷市地域公共交通会議の委員の中から選出した審査委員で構成する審査会が実施する。審査委員は、提出書類及び事業者のプレゼンテーションにより、選定基準の審査項目に沿って100点満点で審査し、各委員の合計点で評価を行います。審査結果を受けて、事業者を選定する。

また、審査会の評価点合計点が第1位の事業者の次に高かった者を第2位の事業者として選定し、第1位の事業者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の事業者を第1位に繰り上げる。

合計点の最も高い事業者が2者以上いるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(3) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、審査会の合計点が配点合計の6割以上となった場合に限り、事業者として選定する。

9. 審査会による審査方法

審査会による審査を行う前に交通政策課は提出書類を確認するものとし、内容に不備または不足等があった場合、失格とする場合がある。

(1) 審査会

ア 実施日 令和5年●月●日(●)を予定

イ 会場等 時刻及び会場等の詳細は、別途連絡します。

ウ 出席者 4名以内

エ 持ち時間等

申請者によるプレゼンテーション 15分以内

提出書類の内容等に関する質疑応答 10分以内

オ 実施方法

プレゼンテーションの詳細は別途連絡するものとするが、パソコン、プロジェクターは会場備え付けの備品を使用可能な他、事前相談の上、機材を持ち込むことも可能。

また、プレゼンテーションを補足する資料の当日配布は可能とする。

(2) その他

審査会は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

10. 審査結果

審査終了後、参加事業者に対して選定事業者の名称・点数及び当該参加事業者の名称・点数について、書面で通知する。

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 「7. (1) 提出期間」中に提出書類の提出がなされなかった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- (4) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めた場合

1 2. その他留意事項

- (1) プロポーザルに関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

1 3. 担当課（問合せ先、提出先）

倉敷市建設局都市計画部交通政策課 担当：●●

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電話 086(426)3545 FAX 086(421)1600

電子メール traffic-pol@city.kurashiki.okayama.jp